

様式第3号（第6条関係）

誓約書

対馬市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約いたします。

なお、対馬市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第9条の規定により、補助金の交付決定の取消しを受けた場合には、補助金返還義務を負うことに異存ありません。

- (1) 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- (2) 要綱第4条により算出した世帯の所得が400万円未満であること。
- (3) 対象となる住居が本市内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、当該住居の住所となっていること。
- (4) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 夫婦の双方が市税等を滞納していないこと。
- (6) 対象となる住居が賃貸住宅の場合においては、下記のいずれにも該当すること。
 - ア 当該住宅に係る家賃を滞納していないこと。
 - イ 当該住宅の貸主と3親等以内の親族でないこと。
- (7) 夫婦の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 夫婦の双方又は一方が当該住宅の取得又は引越しに係る費用について他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (9) 夫婦双方又は一方が過去にこの告示に基づく補助金を受給していないこと。
- (10) 交付決定の日から起算して1年以上、本市に住民票を置き（対馬市の住民基本台帳に登録されること）、生活の本拠地とすること。

年 月 日

対馬市長 様

氏 名

㊟